

手 数 料 表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1. 受付手数料 申し受けません。
2. 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の（１）又は（２）のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引続き６ヶ月を超えて雇用された場合は、６ヶ月を超えた雇用については申し受けません。

（１）支払われた賃金の１０．５％（消費税相当分を含む。）に相当する額（（２）に該当する場合は（２）に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。）

（２）期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引続き６ヶ月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちいずれか大きい額

- ① 当該６ヶ月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額の１０．５％（消費税相当分を含む。）に相当する額
- ② 当該６ヶ月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び３ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の１４．２％（消費税相当分を含む。）に相当する額

平成１５年４月１日

事業所名 株 J F E パーソネル

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手 数 料 の 額
求人 の 充 足 を 容 易 に す る た め の 相 談 ・ 助 言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の <div style="text-align: right;">40%</div>
特定の条件による求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 30万円 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の <div style="text-align: right;">50%</div>
就職を容易にするための求職者に対する相談・助言	1ヶ月当たり相談・研修料 Aコース 一人当たり 3万円 Bコース " " 40万円 (預かり型) 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の <div style="text-align: right;">40%</div>

(注) 手数料が求職者の賃金の50/100(同一事業主が継続雇用した場合、1年間の賃金額を算定基礎)を超える場合は、50/100を限度とする。

平成15年4月1日

事業所名 (株)JFEパーソネル